

資料 1 「運営等基準（解釈通知）（抄）」

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令基準）

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）

省令基準	解釈通知
<p>(指定通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第 97 条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 98 条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p> <p>(平 17 厚労令 104・平 18 厚労令 33・一部改正)</p>	<p>3 . 運営に関する基準</p> <p>指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、居宅基準第 97 条及び第 98 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p><u>指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。</u></p> <p><u>イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること</u></p> <p><u>ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</u></p>

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令基準）
 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）

省令基準	解釈通知
<p>（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針） 第 50 条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第 51 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 認知症対応型通所介護従業者（第 42 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	<p>(2) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第 50 条及び第 51 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p><u>指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。</u></p> <p><u>イ あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること</u></p> <p><u>ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</u></p>